

宮崎市民体育大会開催基準要項

1 名称

宮崎市民体育大会は競技別大会とし、名称は「宮崎市民体育大会〇〇〇競技大会」とする。

2 趣旨

広く市民にスポーツを普及し、その振興とスポーツ精神の高揚を図り、市民が健康で明るい生活を送ることができるよう、市民のスポーツの祭典・宮崎市民体育大会（以下「大会」という。）を実施するものである。

3 主催

大会の主催者は宮崎市、公益財団法人宮崎市スポーツ協会及び加盟競技団体とする。

4 開催方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、選手権的なものでなく、市民各層を対象としたものとし、大会の趣旨に沿ったものとする。特に中高年や初心者が参加しやすい環境づくりを行うよう努めること。
- (3) 地域住民が多数参加できるように、また、幅広い年齢層の人や団体が参加できるように配慮する。
- (4) 競技方法は、加盟競技団体が定める競技別実施要項による。
- (5) 実施競技については、主催者が加盟競技団体と協議して決定する。

5 参加資格

- (1) 宮崎市民を原則とする。
- (2) 年齢を区分している競技種別へ参加する年齢は、開催年の4月1日を基準とする。
- (3) 参加者は、必ず「スポーツ安全保険」等に加入していること。
- (4) 参加資格の詳細については、競技別実施要項による。

6 開催期間

大会は、おおむね7月から12月までの間に開催するものとする。各競技の開催日・日程については、主催者が加盟競技団体と協議して決定する。

7 競技別実施要項

競技別実施要項は、加盟競技団体が中心となり主催者と協議の上決定する。

なお、実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 実施日時（開始式・競技開始時刻）
- (2) 会場名
- (3) 種別
- (4) 競技方法
- (5) 参加資格
- (6) 出場制限
- (7) 競技規則（選手変更を含む）
- (8) 申込方法
- (9) 申込様式

8 表彰

原則として種別・種目毎に3位まで表彰する。

9 その他

大会の主管者は、事故、傷害等がないよう大会参加者、観客等の安全には十分配慮し、事故が発生した場合は迅速に対応すること。